

吉田奨学給付金奨学生募集のお知らせ（本人向け）

社会福祉法人岡山市社会福祉協議会では、新たに吉田基金を原資とした給付型の奨学金制度を創設しました。制度は、施設等を出て、大学等へ通う方へ、卒業まで月額20,000円以内の奨学資金を給付するとともに、本人のボランティア活動を促し、地域に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。このたびの募集対象は平成30年3月まで措置されている方で、進学を希望する方を募集します。

1 対象者

平成30年3月末で児童養護施設・児童自立支援施設・里親又はファミリーホーム・自立援助ホーム（以下「施設等」という。）で暮らしている方で、施設等を出て学校教育法に基づく大学・短大・高等専門学校・専修学校（以下「大学等」という。）に進学する生徒・学生で次の条件を満たす方が対象となります。

- (1) 岡山市内の施設等又は岡山市の措置による岡山市外の施設等を進学により退所又は委託解除となる方
- (2) 親族等の援助が得られないことにより就学困難である方
- (3) 対象年齢は18歳以上、おおむね22歳までの方。ただし、18歳を超えて措置延長した方については、措置が解除された時点で対象とします。
- (4) 学業及び性行が良く、かつ心身健全である方
- (5) 原則として、岡山市内及び近隣から通える範囲にある大学等に進学予定の方
- (6) 本会のボランティアとして登録し、ボランティア活動をおおむね月1回行うことができる方

2 給付金額及び募集人員

- (1) 大学等に進学し、卒業までの間、月額20,000円以内の奨学資金を給付します。
- (2) 募集人員：若干名

3 申請期限

平成30年1月31日（水）（事務局必着）

4 申請方法

「吉田奨学給付金申請書」を卒業施設又は里親に提出し、推薦書を作成していただき、申請書に添付の上、申請期限までに提出してください。

5 給付の決定

平成30年2月下旬に給付の可否審査を行い、仮決定を通知します。なお、実際の給付は裏面の「決定までのスケジュール」により行いますのでご確認ください。

6 注意事項

- (1) 大学等の合否決定後、合格通知の写しを提出していただきます。なお、学校教育法に定める学校以外へ進学される場合は申込自体を無効とします。
- (2) 虚偽の申請等が確認された場合は、給付金の一部または全額を返還していただくことがあります。
- (3) 申請事項等について、推薦施設長等に照会を行う場合があります。
- (4) 原則、他の給付型奨学金制度との併給はできません（貸与型は可）。申請時点で、他制度の利用が決定している場合、本給付金をご利用できないことがあります。

- (5) 給付金の給付は毎月行います。
- (6) 給付金の使途について報告していただきます。
- (7) 自身の好きなことや得意なことを活かして、ボランティア活動を月1回以上行ってください。

7 申請・問い合わせ先

社会福祉法人岡山市社会福祉協議会

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館7階）

電話（086）225-4051 FAX（086）222-8621

URL <http://okayamashi-shakyo.or.jp/>

E-Mail info@okayamashi-shakyo.or.jp

奨学給付金決定までのスケジュール

(1) 申請書類の記入・提出
(平成30年1月31日(水)まで)

- ・希望する方は申請書（本人用）を記入のうえ、施設担当者、里親まで提出し、施設担当者、里親に推薦書を作成していただき、申請書に添付の上、申請期限までに提出してください。

(2) 書類の審査、仮決定
(平成30年2月下旬)

- ・提出いただいた書類をもとに、事業推進委員会の審査を経て、支給決定となった場合は仮決定通知を送付いたします。

(3) 受験結果など、各種証明書の提出
(平成30年3月23日(金)まで)

- ・受験大学等の合格証明書等の写しを事務局までお送りください。（期限に変わらず、結果が届き次第至急に提出ください。）

(4) 支給の最終決定
(平成30年3月下旬)

- ・大学等への合格を確認後、最終決定通知を送付いたします。

(5) 奨学資金の給付
ボランティア登録
ボランティア活動
(平成30年4月以降)

- ・月1回奨学資金の支給を行います。また、本会のボランティアとして登録していただき、おおむね月1回のボランティア活動をしていただきます。